

平成三十年五月十七日提出
質問第三〇二二号

「平成二十五年度労働時間等総合実態調査」の表二十六の数値に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

「平成二十五年度労働時間等総合実態調査」の表二十六の数値に関する質問主意書

「平成二十五年度労働時間等総合実態調査」の表二十六「一箇月の法定時間外労働の実績（一般労働者）（平均的な者）」の平均の値については、厚生省によると、「平成二十五年度労働時間等総合実態調査」に記載の当初の値（精査前の復元後の値）は八時間五分であり、「平成二十五年度労働時間等総合実態調査」に係る精査結果について（平成三十年五月十五日厚生労働省労働基準局）」に記載の精査後（精査後の復元後の値）は六時間五十五分であった。一方、厚生労働省が算出した「平成二十五年度労働時間等総合実態調査」に基づく精査前の復元前の値は十一時間二十分であり、同じく算出した「平成二十五年度労働時間等総合実態調査」に係る精査結果について（平成三十年五月十五日厚生労働省労働基準局）」に基づく精査後の復元前の値は九時間五十一分であった。

それぞれの値、八時間五分、六時間五十五分、十一時間二十分、九時間五十一分の算出根拠となったデータ及び数式をお示しの上、それぞれの算出について適切であるかどうか、政府の見解をお示し願いたい。

精査前と精査後を比べると、復元前、復元後ともに精査後の数値が減っているが、その要因として政府がお考えのものを具体的にお示し願いたい。その上で、数値の減少について政府はどのように受け止めている

か、政府のお考えをお示し願いたい。

「平成二十五年度労働時間等総合実態調査」は生データからいわゆる復元処理をしている。

例えば、事業場規模が一〜三十人の事業場の法定時間外労働の実績は七時間四十一分である一方、事業場規模が三百一人以上の事業場の法定時間外労働の実績は十六時間五十六分となっており、両者では二倍以上の違いがある。復元処理の際に仮に一〜三十人規模の事業場の抽出率が低く、高いウエイト（復元乗率）をかけ、事業場規模が三百一人以上の事業場の抽出率が高く、低いウエイト（復元乗率）をかけていた場合、復元前後で数値が大きく異なってしまう可能性がある。「平成二十五年度労働時間等総合実態調査」における復元処理はどのようになされているのか、特に抽出率と復元乗率をどのように設定し、結果としてどのような数値となっているのか具体的にお示し願いたい。その上で、復元処理が適切になされているとお考えか、政府のご見解をお示し願いたい。

右質問する。